委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○知事	◉ 市区町村長等	
2. 都道府県名	埼玉県		
3. 市区町村名	羽生市	羽生市	
4. 届出番号	1		
5. 独自利用事務の事例番号	108-5		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2016060200029/		

執行機関名 羽生市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)の規定による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定 めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づ		羽生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第24号)別表第1第1項
き定める条例の名称及び① の該当部分		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)の規定による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定 めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)第一条	羽生市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱(平成27年3月20日告示第10号) 第1条

⑥事務の趣旨又は目的	征法 (昭和二十二年法律第日ハ十四号) その他 <u>障害者及の障害児</u> の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての寛厳によった。 2月	
⑦独自利用事務の関連規範		羽生市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱(平成27年3月20日告示第10号)